

総合地球環境学研究所地球研ハウス規則

平成 18 年 3 月 28 日制 定
令和 7 年 3 月 11 日最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「地球研」という。）に地球研ハウス（以下「ハウス」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 ハウスは、地球研における研究・教育の推進に寄与するため、国内外研究者及び学生等の宿泊の用に供することを目的とする。

(管理運営責任者)

第 3 条 ハウスの管理運営責任者は、所長とする。

(利用資格)

第 4 条 ハウスを利用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- 一 地球研が受け入れる研究者及びその関係者
- 二 大学・研究機関等に所属する者
- 三 職員及びその関係者
- 四 その他所長が適当と認めた者

(宿泊の許可等)

第 5 条 宿泊及び共用施設の申込み手続き及び許可等については別に定める。

(宿泊の許可期間)

第 6 条 宿泊の許可期間は、原則として 1 年以内とする。

(利用料金)

第 7 条 第 5 条に定める宿泊の許可を受けた者（以下「宿泊者」という。）は、次表に定める利用料金を所定の期日までに納付しなければならない。

一 一般料金

	1～30 泊	31 泊目～	61 泊目～	91 泊目～	121 泊目～
シングル	4,000	3,600	3,200	2,800	2,400
ツイン	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200
トリプル	6,100	5,500	4,800	4,200	3,600

二 学生料金

	1～30 泊	31 泊目～	61 泊目～	91 泊目～	121 泊目～
シングル	2,700	2,400	2,100	1,800	1,500
ツイン	3,500	3,200	2,900	2,600	2,300
トリプル	3,900	3,600	3,300	3,000	2,700

- 2 前二号の適用の範囲は別に定める。
- 3 第1項にかかわらず、所長が特別な理由があると認める場合は、利用料金を免除することができる。
- 4 納付された利用料金は返還しない。ただし、利用料金納付後に利用期間の変更等の手続がなされた場合にあっては、宿泊者本人からの還付請求に基づき、納付済利用料金と変更後の許可期間に係る利用料金との差額を返還することができる。

(宿泊の許可の取消)

第8条 所長は、宿泊者が次の各号の一に該当するときは、宿泊の許可を取り消すことができる。

- 一 第7条に定める利用料金を滞納し、督促を受けても納入しないとき
 - 二 第13条の規定による原状回復及び損害賠償の義務を履行しないとき
 - 三 保健衛生上共同生活に不適切であると認められるとき
 - 四 前各号に定めるもののほか、ハウスの管理運営上著しく支障があると認められるとき
- 2 前項の規定により宿泊の許可を取り消された者が被る損失については、地球研はその責任を負わない。

(退居)

第9条 宿泊者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なく退居しなければならない。

- 一 宿泊の許可期間が満了したとき
- 二 利用資格を失ったとき
- 三 前条第1項の規定により宿泊の許可が取り消されたとき

(宿泊者以外の者の宿泊)

第10条 宿泊者は、宿泊者以外の者を宿泊させてはならない。

(共用施設)

第11条 共用施設は、次の各号に定めるものとする。

- 一 アセンブリーホール
- 二 洗濯室

三 ダイニングサロン

四 中庭ウッドデッキ

(施設の保全)

第 12 条 宿泊者及び共用施設を利用する者は、ハウスにおける秩序の維持及びその施設、設備、備品等の保全に努めなければならない。

2 宿泊者及び共用施設を利用する者は、火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意し、快適な居住環境の保持に努めなければならない。

(賠償義務)

第 13 条 宿泊者及び共用施設を利用する者は、故意又は過失によりハウス内の施設、設備、備品等を滅失又はき損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 14 条 ハウスの事務は、財務課で処理する。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、ハウスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

ただし、改正後の別表は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 11 日から施行する。